

役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 22 年 4 月 13 日 規程第 2 号 制定
平成 30 年 3 月 27 日 規程第 2 号-2 改正
令和 2 年 8 月 4 日 規程第 2 号-3 改正
令和 5 年 6 月 29 日 規程第 2 号-4 改正

(目的)

第 1 条 公益財団法人東京財団政策研究所（以下、「研究所」という。）の定款第 27 条及び第 13 条に基づく役員及び評議員の報酬等については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

役員とは、定款第 20 条に基づく理事及び監事をいう。

- (1) 常勤理事とは、理事のうち、研究所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、役員及び評議員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益、及び退職慰労金をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員には、報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、別表 1 により支給するものとし、各常勤理事の報酬額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 3 非常勤理事の報酬は、別表 2 により支給する。
- 4 常勤理事には、特別手当を支給しない。
- 5 監事の報酬は、別表 3 により支給する。
- 6 評議員の報酬は、別表 4 により支給する。
- 7 常勤理事の退職にあたっては、第 4 条の規定に基づき、退職慰労金を支給することができる。

(退職慰労金の支給)

第 4 条 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ辞任または死亡により退任し

たものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- 2 別表1の月額報酬を算定基準とし、在職1年につきその年の月額報酬の1ヶ月分を退職慰労金として積み立て、退職時に支給する。退職時に一年に満たない年がある場合は、その年の月額報酬を12で除した額に在職月数を乗じて得た額を支給する。
- 3 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(報酬等の支給日及び方法)

- 第5条** 常勤理事の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に支払うものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を本人に支給する。

(通勤手当)

- 第6条** 常勤理事については、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(公表)

- 第7条** 研究所は、この規程をもって、役員及び評議員の報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第8条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

公益財団法人への移行にともない、新たに制定。ただし、平成21年4月1日改正前の旧規程が適用される常務理事の退職慰労金は、旧規程改正前日において算出された退職給与の額を加算して支給するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年3月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和2年8月4日から施行し、令和2年7月27日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和5年6月29日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

別表1 常勤理事の報酬表

	月額	年額
A	1,800,000円	21,600,000円
B	1,750,000円	21,000,000円
C	1,700,000円	20,400,000円
D	1,650,000円	19,800,000円
E	1,600,000円	19,200,000円
F	1,550,000円	18,600,000円
G	1,500,000円	18,000,000円
H	1,450,000円	17,400,000円
I	1,400,000円	16,800,000円
J	1,350,000円	16,200,000円
K	1,300,000円	15,600,000円
L	1,250,000円	15,000,000円
M	1,200,000円	14,400,000円

別表2 非常勤理事の報酬

・理事会、評議員会出席の都度	一回当たり	50,000円
・その他会議出席の都度	一回当たり	50,000円

別表3 監事の報酬

・理事会、評議員会出席の都度	一回当たり	50,000円
・監査報告書の作成	一年度当たり	50,000円
・その他会議出席の都度	一回当たり	50,000円

別表4 評議員の報酬

・評議員会出席の都度	一回当たり	50,000円
・その他会議出席の都度	一回当たり	50,000円